

総務常任委員会

(令和2年10月2日)

○ 荻須智之委員長

おはようございます。

それでは、総務常任委員会を開会いたしますので、インターネット中継を開始してください。

発議第9号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について

○ 荻須智之委員長

発議第9号ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出についてでございます。

意見書の提出について審査を行ってまいりますので、審査の進め方についてですが、1件ずつ意見聴取、質疑及び討論、採決を行ってまいります。

まず、発議第9号ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

それでは、発議者の方に提案説明を行っていただきますので、よろしく申し上げます。

○ 中川雅晶委員外議員

皆さん、おはようございます。大変忙しい中、ご審議に参画いただきましてありがとうございます。

それでは、発議者を代表して提案の理由を説明させていただきます。

このドクターヘリは、2001年度から本格的運用開始をして、本年で20年目を迎えております。現在、43道府県に53機が配備をされて、2018年度には出動件数は2万9000件を超えているという状況でございます。

三重県においては、平成23年度から配備をされて、平成24年度は272件の出動件数、平成25年、352件、平成26年、378件、直近で言えば、平成29年、386件、平成30年に320件、令和元年度に303件、令和2年度、今年度ですが、7月時点で69件の出動件数というふうになっております。

そのうち、四日市におきましても、令和元年度は、四日市に関係するところの搬送として9件、年間にです。それから、令和2年度、これも7月現在で2件の四日市関係でのドクターヘリの運航という実績でございます。

この出動件数は増加をしているという状況で、2001年度本格開始の時点では、例えば、消費税においては5%でありました。2014年度に8%、2019年度に10%に上がっている、消費税も上がっている状況で、出動件数も増えていると。いろんな状況を加味して整備費が非常にかかったりとか、燃料費の変動があったりとか、人件費等の財政的な負担に非常に直面しているという現状で、今後、ドクターヘリを安定的、継続的に運用していくに当たっては、多くは国の交付金で運用されているので、その国の交付金の運用基準を適正かつ効率的な運用に見合うような補助金の基準額というのが設定をする、見直しを図っていく必要があるのではないかなという時期ではないかということで、今回の意見書の提出に至ったわけですが、正しい、無駄な支出にならないように、十分に確認をし、地域の事情にも適用した基準、それから、操縦士及びスタッフの勤務実態の把握により、適切な労働環境の確保を含めた新たな補助金の算定の基準を国に求める意見書です。

どうか皆さん、ご審議いただきまして、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございました。

発議者の提案説明はお聞き及びのとおりです。

それでは、発議者及び理事者への質疑をお受けします。

質疑のある方は、挙手にてご発言をお願いします。

○ 豊田政典委員

発議者にお聞きしますが、この意見書の趣旨は、ありていに言えば、運航事業者に対する交付金が少な過ぎて、労働環境もよろしくない。また、事故のときにすごく負担が運航事業者に及んでいるので、そういったことを整備、改善してほしいということだと思うんですけど、システム自体がよく分からないんですけど、ドクターヘリを依頼する事業者があると。この事業者というのはどんな事業者で、その経費について、素人考えでは、自治体なりが要請した場合に、必要経費については全て払うのかなと思うんですけど、そうな

っていないということですよね。その辺の流れがよく分からないのと、あと、意見書の4項目のうち、補助金の基準額って出てくるんですけど、上の説明文では交付金と書いてあるんですが、国からの、補助金と交付金のこの整合性というのがよく分からないので、その辺りも教えていただければ。

○ 中川雅晶委員外議員

まず、補助金と交付金の整合性って、確かにおっしゃるとおりで、どちらかに統一してもいいのかなとは思いますが、それはそう思います。

もう一つ、運航事業者は、この東海の中では中日本航空というところがドクターヘリの運航を担っていただいております。先ほどの出動件数と言いましたけれども、実は、この出動件数よりも、ドクターヘリの要請件数というのはかなり多いんです。例えば、令和元年度でいうと、先ほど出動件数303件ですけれども、要請件数としては472件あったんですけど、実際に出動したのは303件、この要請件数と出動件数のこの乖離は何かというと、もちろん時間的な運航ができない天候であったりとか、夜間はやっていませんので、時間帯であったりとか、それから、例えば、ヘリコプターが故障している場合、代替機がない場合は、要請があったとしても出動できないとかというケースがあったりとか、その代替機の準備であったりとか、その整備とかというような体制が現状ではなかなか厳しいというのが現場の声かなというふうに認識をしております。

こういった代替機、ましてや代替機の整備に係るそういったもろもろの人件費を含めたいろんなもの、このドクターヘリの事業を拡充すればするほど、なるべく命を救おうというふうに動けば動くほど、非常に経費が高くかかっている、思うように、そのニーズほどに答えられていないというのが先ほどの数字からも出てきているのではないかなというところで、いま一步、ここの時点で、20年を経過した時点で、しっかりとその基準について検証した上で、新たな基準を設けていくことが、今後の安定的に、継続的にドクターヘリの事業を継続できるのではないかなという趣旨で、今回、意見書の提出に至ったところで

○ 豊田政典委員

ヘリコプターの機体自体は、それほどこの所有物なんですかね。事業者なのか、自治体なのか。

○ 中川雅晶委員外議員

私、これの専門家ではないので、あれですが、多分、この中日本航空の所有物やと思います。

○ 豊田政典委員

そうすると……。

○ 中川雅晶委員外議員

県。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員外議員

すみません、県の所有物かも分かりません。

○ 豊田政典委員

要するに、事業者に入る金というのが、出動した件数に応じて入ると想像するんですが、それ以上に、何らかの経費、出動を潤滑にやるために準備経費が入るよりも余計にかかっている事態であると、現状、そういうことなのかな。なぜそうなっているのかがよく分からないです。だから、出動に応じてサービスを提供しているので、必要経費は当然、都道府県なりが払われるんじゃないかと想像するんですけど、それ以上にサービス提供のために様々——様々って分かりませんが——経費がかかっているんで、まだ新しい制度なので、より手厚いサポートが必要だということですか。

○ 中川雅晶委員外議員

本当に非常に、さっき言ったように、要請件数よりも出動件数が少ない、この検証もしなきゃいけないですし、代替機ないしはパイロットの、要は、代わりの要請であったりとか、また、パイロット自体を養成するという経費というのも、当初はなかなかそこまで見ていなかったかもしれないですね。パイロットもどんどん20年も経過すれば、当

初のパイロットは高齢化していきますので、この養成のそれぞれの経費とかという、直接的な経費よりも、その運航を継続していく、また、ニーズに対応できるような運航が、出動ができるような体制をするという意味においては、そういった整備費も含めた、人件費も含めた、また、スタッフの養成費も含めた経費がかかっていくと。

なおかつ、当初の補助基準というのが、どの時点で設定されたか分からないんですが、消費税自体も変わって、変遷している中で、今の10%を想定していないものを補助基準としているならば、それも乖離が出ている可能性もあるのではないかなということ、あくまでも、まず検証して、新たな補助基準を設定していくことが必要ではないかなということにとどまっているので、詳しい内容はまだまだ検証しなきゃ分からないのではないかなと。

○ 豊田政典委員

新しくもない、20年ですよ。この制度がより、非常に有効な事業なので、国がより手厚くサポートして、負担が事業者にも都道府県にもかからないようにする必要があるというのは理解できるんです。そこまでは分かった、ざくっと。

ただ、その補助基準額という言葉で意見書を出そうとされているのが僕はよく分からなくて、補助って誰に対する補助なのかな。何らかの事業があって、公が補助するということは、運航事業者の中日本何ちゃらの会社の業務に補助するのか、それとも、都道府県のドクターヘリ事業に補助をするのか、どういうことなんですか。

○ 中川雅晶委員外議員

すみません、この事業を担っている主体は県です。各県ですね。県は、実際の運航事業に対しては、さっき言った中日本航空へ委託をしているという関係性かなと思います。だから、あくまでもその補助の対象は、県になると。

○ 豊田政典委員

取りあえず分かりました。

○ 萩須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

森川委員、どうぞ。

○ 森川 慎委員

四日市市も何か費用って出しているんですか、こちらは。あったような気がするんですけど。

○ 中川雅晶委員外議員

四日市市は負担は何もないです。

○ 森川 慎委員

私も豊田さんと一緒に、あまり仕組みが分からないんですけど、ウィキペディアで見ただけなのであれなんですけど、国が9割負担しておると書いてあるんですけど、それでも賄い切れていない状況なんです。詳細が分からんもんで、決してこれに反対するつもりは全然ないんですけど、もう少し内容が分かるとありがたいかなと思うんですけど。経費的な仕組みであるとか、運営の主体というお話もありましたけど、その辺、今持っている情報なり、資料で分かることがあったらお聞きしたいなと思うんですけど。

○ 中川雅晶委員外議員

細かい資料を持ち合わせているわけではないんですけど、多分、賄えている自治体がゼロというわけではないと思いますし、賄えていない自治体がゼロというわけでもない。だから、多分、なかなか賄い切れないという自治体が多くなってきているというふうに認識しております。

先ほど言った地域事情を十分に勘案して、また、その要請がある時間帯、先ほど言ったように、いろいろ精査をする部分は多分にあると思いますので、そういう地域事情に合わせて、この実態に合わせて、補助基準をもう一度、実態に合わせて見直していく必要があるのではないかなというのが趣旨なので、今おっしゃった、委員がおっしゃったような検証をやっぱりしていかなければならないというふうに認識をしていますので、そういう意見書だというふうにご理解いただければありがたいんですが。

○ 荻須智之委員長

ちょっと確認させていただいていいですか。消費税が上がるたびに、その増額分は、交付金ないし補助金は考慮して上げてこなかったということでしょうか。

○ 中川雅晶委員外議員

その辺はなかなか難しいんですが、転嫁し切れているかどうかというのは、それも検証しなきゃいけないと思うんですが、例えば、これ、ドクターヘリの診療報酬の在り方の検討も多分、含まれていると思うんですが、病院経営もそうなんですけれども、消費税が上がって、その転嫁をなかなか診療報酬と医療サービスに転嫁することはできないので、じゃ、どこで吸収するかというと、病院であれば、病院で吸収しなきゃいけないし、このドクターヘリの事業であれば、ドクターヘリの事業の中で吸収をしていかなきゃいけない実態はあるのではないかなというふうに推測をしています。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。この意見書を出された途端に思うのは、今まで上がっていなかったから、追従して3%、5%、8%、10%というのでかなり乖離が進んでしまってますから、それを埋めようというふうにも捉えたんですけれども、それも含めてという感じですかね。

○ 中川雅晶委員外議員

そのとおりです。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

森川委員、どうぞ。

○ 森川 慎委員

三重県がやっているような事業っぽいんですけど、三重県の運営費というのはあるんじゃないんですかね、今、現状。その辺もよく……。

○ 中川雅晶委員外議員

その辺の検証もしなきゃならないと私は思います。金額的に見て、それは妥当じゃないかなという側面もあるかもしれないですけど、実際のところは、本来であれば、こういうふうなのを担っていきなさいいけない。例えば、代替機をしっかりと準備をした上、また、整備体制もしっかりと準備をした上、また、パイロットの労働環境もしっかりと安全性を確保した上で担保をしていくと、高いところで設定をするのか、中間でするのか、ボトムでするのかというところもあるとは思いますが、今、かなり厳しい状況で運航しておられるのではないかなと推測されると、その補助の基準の在り方というのは、そういう現状に適用していかねばならないんじゃないかなという趣旨での意見書というふうに認識いただければと思います。

委員、おっしゃっているところは十分検証しなきゃいけないですし、この意見書にも、言ったように、何でもかんでも上げろということではなくて、しっかりと実情を検証した上で、無駄にならないような補助金の基準を設定するべきであるというふうに意見書の趣旨であるというふうにご理解いただければと思います。

○ 森川 慎委員

それは分かるんですけど、現状の運営がどういう状況かというのが、いまいち今の質疑の中でも、厳しいんですか、そこがあまり明確に分らんもんで。

○ 中川雅晶委員外議員

非常に厳しいというふうに私は思います。当然、例えば、三重県であれば、和歌山県であったりとか、岐阜県の事例とかというところでも運航しているわけですよね。もちろん、隣接する県で、お互いに動いているというケースもあります。例えば、三重県で出動ができないケース、故障している場合は、隣県に頼むということもあったりとかというようになれば、やっぱり現状としては非常に厳しいのかな。パイロットも、先ほど申し上げたとおり、なかなか養成が進まないと、一人のパイロットに対する負荷というのは非常に高くなっているのではないかなと。要請件数も出動件数も増えている中で、パイロットないしはスタッフに対する負荷が非常にかかっているのかなというふうに思っておりますので、その財政的な側面と、安全運航という側面で、非常に負荷がかかっている現状かなと。

このままほっておくと、もうさらに厳しい状況が目に見えるという予測がされるという中で、今、やはり20年経過して立ち止まって、検証して、継続的な運航をしていただくよ

うに基準を見直すべきだというのが趣旨ですし、これ、例えば、三重県がお願いしている中日本航空が撤退してしまうようなことがあれば、この事業自体が成り立たないということもありますので、そういう趣旨で意見書というのを提出させていただいた。だから、私の認識としては非常に厳しい状況やと思います。これが、あと数年続けば、状況はかなり厳しい状況になるのではないかなと。

あとは、逆に言えば、救える命を、出動要請に応じられずに救えないという可能性が出てくるのであれば、この事業の目的を達成できないので、そういう意味で継続的な運航ができるように、今、補助の基準を見直すべきだという趣旨で、意見書を提出させていただいたというのをご理解いただければなと思います。

○ 荻須智之委員長

土井委員、どうぞ。

○ 土井数馬委員

救急車と全然違うわけですかね。ドクターと看護婦さんが乗っているんですけども、今の発議者のあれを聞きますと、事業者や運航業者を守ろうとするのに重きが置かれているような意見書じゃないかというふうに感じたんですけども、医者や看護師のことは、ここではもう関係ないわけですよ。この意見書にはそういったことは含まれていないんですよ。

○ 中川雅晶委員外議員

いや、そうではなくて、スタッフというのは別にパイロットだけではなくて、今おっしゃったように、ドクターやナース、もうこれ、待機をしなきゃいけないですので、そういったところへの補助基準額の設定の見直しというところは、今、土井委員がおっしゃったような、ドクターとかナースとかということも含まれていますし、診療報酬の見直しというのも含まれているというふうに思います。

○ 土井数馬委員

ちょっと、ヘリコプターに乗って手当てをしたりするというのと、また点数も違うんだらうなという気はしますけれども、そういったものも含まれて見直しをしていきたいとい

うことですね。運航事業者、あるいは、医師や看護婦のもろもろのドクターヘリを持続的にやっていくために、どうするのかというので意見書を出したい、そういう大ざっぱに言うのと、そういうことでしょうかね。分かりました。

○ 中川雅晶委員外議員

土井議員に言っていただいたとおりです。

○ 萩須智之委員長

確認させてください。伊勢日赤と三重大学附属病院が交互に担当するんですけど、乗られるドクターやナースは、その病院の先生だというふうに認識しています。結局、病院が人件費は払って、それを県に請求するというような流れになっているのでしょうか。

消防長、どうぞ。

○ 坂倉消防長

消防長の坂倉でございます。

仕組み的には、国が導入を進めているドクターヘリで、それは各都道府県、県が事業の主体となっています。三重県の場合は、それを三重大学が受けまして、三重大学と伊勢日赤が2か月ごとで基地として運用しております。そこにフライトドクター、フライトナースは、そのそれぞれの病院のドクターとナースが乗るという形になっております。

費用の問題は、これは当然、三重県がいわゆる三重大学、三重大学は中日本に運航事業を全て委託しているということでございますし、ヘリコプターの運航に関する費用については、利用者は全く無料、これはいわゆる税金で賄われています。フライトナース、フライトドクターが処置をします。医療行為をすれば、これは医療保険の適用を受けるということで、診療報酬で賄われる。一部、当然、治療行為ですので、負担も発生すると、そういう構造になっていると、そういうふうになっています。

ですから、2か月おきに三重大学、それから伊勢日赤がそれぞれ運用しているというのが現状の実態でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。診療点数で、それについては患者が支払っているということで

すね。そうすると、ヘリの運航そのものに関わる部分が県を通して国の交付金が使われているというふうに理解すればいいわけですね。ありがとうございます。

すみません、じゃ、笹岡委員、どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、主体は県になるんだけど、県もこういうお困りになって、請願は出されているんですか。

○ 中川雅晶委員外議員

ちょっと県は確認をしていません。すみません。

○ 笹岡秀太郎委員

それが先と違うの。我々、三重県内の一番大きなまちが支えていくというのは大事な話だとは思うんだけど、今の話でいくと、三重県が、これ、多分、ドクターヘリ法という法で運営されておると思うんだけど、県がどうなの、お困りで、四日市、ちょっと頼むよという声があったんですか。

○ 中川雅晶委員外議員

私は、県から、県が困っているの、何とかという声ではないです。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、広く県民の中の一市民が、市議会でこういう思いをしっかりと伝えていこうという、それはそれでいいと思うんですが、そうすると、三重県内の各市町も同じような歩調を取っていただけるよね。特にやっぱり南のほうが中心になるのかなと私は思うんですけれども、その辺の連動はどうなんですかね。

○ 中川雅晶委員外議員

当初は、北のほう、特に四日市なんかは、あまりドクターヘリの出動の恩恵を受けていないのではないかなと、さっきおっしゃったように、南のほうは圧倒的に多いのではないかなというところの議論はありましたし、実際、南のほうの件数が相対的に多いのは事実

であります。ただ、先ほど申し上げたように、令和元年度の四日市の出動実績というのは9件ありますので、これは決して少ない数字ではありませんし、津市においても22件ありますし、全県、県内の全市町のゼロの市町というのは非常に少ない状況ですので、県下、どの市町村に住んでいてもドクターヘリは他人ごとではないというのが現状かなというふうに私は認識をしておりますし、やっぱり県だけではなくて、市町がこういった声を上げていくということは非常に意味があるのかなと。

国においても、これはもう超党派で、このドクターヘリについては、命を守るという観点からでは議論をしていかなきゃいけないので、そういうところへの後押しになればなという思いで意見書を提出させていただきました。

○ 笹岡秀太郎委員

よく分かりました。四日市市が先鞭を切って、こうやって声を上げていけば、各市町も波及していこうという思いで賛同はします。

ここから、理事者に聞いてよろしいです。

○ 萩須智之委員長

どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

一般的に、これ、例えば、私がドクターヘリは要請できませんよね。判断は恐らく消防のほうになると思うんだけど、その判断基準、ドクターヘリを呼ぶ判断基準というのは、四日市はどのようにされているんですか。

○ 田中消防救急課救急救命室長

出動要請の基準をお伝えさせていただきます。まず、生命の危険が切迫していて、その可能性が疑われるとき、二つ目が重症患者であって、搬送に長時間、時間を要することが予想される時、三つ目が特殊救急疾患、重症の熱傷であったり、多発外傷、切断肢の患者で、搬送時間の短縮を図る必要があるとき、四つ目が救急現場で救急の診断処置に医師を必要とするときというところでございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

了解しました。

多分、四日市の仕事としてはその判断をして、ドクターヘリを呼ぶのか呼ばないのかという判断を、それを最終的に下すのは消防長なの。誰が。救急の。

○ 太田消防救急課長

ドクターヘリの要請におきましては、救急現場なんかでしたら、もう救急隊です。そちらのほうで判断しまして要請する場合がありますし、119番の通報時に、通報内容から、先ほど申しましたような事案ということでしたら、通信指令課のほうから実際にドクターヘリを要請するということになりますので、一般の市民の方が直接ドクターヘリを要請するということはございません。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、重篤な患者という理解でいいと思うんですけど、例えば、ランデブーポイントまで行くまでの間には、四日市はドクターを乗せるんですか。

○ 太田消防救急課長

ドクターヘリのランデブーポイントというか、ヘリが降りるポイントというのは決めています。そちらのほうで、まず、現場に一番近いところをまず選定しまして、それはドクターヘリの連絡、これはCSといいまして、通信のプロフェッショナルがいるんですけど、そこと指令課なりとのやり取りになるんですけど、ドクターヘリの要請をします。その現場にまず一番近い場所、ランデブーポイントを選定しまして、そちらのほうにドクターヘリが降りていただくと。その現場から、また、降りていただいたランデブーポイントから救急の現場までである場合は、そちらのほうに救急車なりが向かって搬送するなり、救急車じゃなくて、広報車で行ったりとかして現場へ搬送するという形で、そちらのほうのやり取りは消防隊が全てやると。

また、ランデブーポイントにおきましても、警戒とか、そういう部分が必要になってきますので、広報とか、あと、砂地ですと、やっぱり水をまいたりとかとありますので、通

常、そういうふうな場所を選びますと、ドクターヘリが来るとなりますと、消防車も実際に行って、警戒に当たるというのが現状の運航状況でございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

分かりました。

四日市が担う仕事は、ドクターヘリに乗せるまでのお仕事になるわけだね。

○ 太田消防救急課長

ドクターヘリに収容するまでです。そちらが収容医療機関という形で、消防としてはそこで完結するという形になります。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

四日市で9件、1件でもやっぱりこれは重篤、大切な命を守るということで大変重要な仕事だとは思いますが、その9件で、命はどれぐらい、何%ぐらい助かったんですか。

○ 太田消防救急課長

命という部分ですと、実際に、私どもが、この9件の中には病院間搬送もございます。それは、実際に消防が出向いたこの9件の中では4件です、昨年度は。その間、3件は病院間搬送という部分で、実際に病院間で市立四日市病院さんから愛知県に行くと。市立病院さんはヘリポートがございませんので、例えば、中央分署、ヘリポートがございまして、そちらのほうにヘリが来ていただいて、市立病院から救急車で中央分署までヘリポートまで患者を運んでくると。そこで収容するというのが、消防が絡んだ分には3件になります。

実際に現場にドクターヘリを要請したというのは、実際、1件でございます。その方に関しては、例えば、救出に時間を要するというふうな事案でございましたので、ドクターヘリを要請した。ただ、要請して、ドクターに患者さんを診ていただきまして、そのままドクターヘリで収容する場合がありますし、陸路で救急車で搬送するという部分もございますので、そういう事案もございます。

また、県立総合医療センターにおきましては、実際にヘリポートを持っていますので、直接、県立へ来て、そこから他の医療機関に搬送するという形になりますので、その事案に関しましては、消防が関与していないという事案でございます。

以上でございます。

○ 笹岡秀太郎委員

分かりました。四日市が担う仕事としては、やはり、今、十分対応していただいていると思うけれども、国にこうやって意見書を出していこうとするならば、やっぱり四日市の受皿もしっかりと、それに見合う対応をしていかなあかんと思うので、引き続き努力をお願いしたいなと思うのと、意見表明もよろしい、ついでに。

○ 萩須智之委員長

どうぞ。

○ 笹岡秀太郎委員

やっぱり命というのは大変重たいし、数の問題じゃないと思う。三重県の一番最大のまち四日市が、こういう意見を先駆けてやっていくというところは大変大事な仕事かなと思いますので、この意見書には賛成していきたいなと思います。

以上です。

○ 萩須智之委員長

もう一つ確認させてほしいんですけど、今、夜間航行はしていないんですが、これは法的に決まっているということでしょうか。今後、拡大されるのでしょうか。北部分署は夜でも自動に降りれる装置がついたということで非常に喜んだんですけども、今、ドクターヘリ、夜、飛んでいませんよね。もったいないなと思ひまして。どうでしょう。

○ 坂倉消防長

実は北部、ヘリコプターは夜間も当然飛行できるわけでございますけれども、今、実際の運用といたしましては、ドクターヘリは昼間飛ぶ、それから、私どもの県の消防防災ヘリも昼間飛ぶということでございます。

その法的なものはちょっと私、確認はしてございませんが、飛べないことはないんですけども、やっぱり一つの安全対策のルールとして、そのように運用しておると、そのように聞いております。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。電線も多い国ですので、難しいかなと思います。

先ほど議論が出ていましたけど、中南勢によく飛ぶというのは、日赤のドクターに伺ったことがあるんですけど、北勢側も15分、20分で病院にどこかへ入れるけど、南勢や大台町やと1時間ぐらいかかるからというので、出動がどうしても増えるというのと、それと、都市部で、やはり先ほどお話が出たように、やけどで中京病院へ運んだりとかというので非常に重要やと伺っていますので、これは、中川議員が言われるように、県内どこでも重要性は一緒やという認識でよろしいわけですね。ありがとうございます。

○ 森川 慎委員

私も参考に四日市の状況を教えてほしいんですけど、ドクターヘリが着陸できる場所というのは何か所ぐらいあるんですかね。それにつけて、整備の方針とか、今あるんですか。どうやって市内で有効に活用していけるのかなということだけ確認したいんですけど。

○ 太田消防救急課長

現在、令和2年6月で、四日市管内、ランデブーポイントとして、県のほうに申請してありますのは89か所でございます。そちらのほうで、先ほど申しましたように、砂地もございます。小学校のグラウンドとか、そういうのもございますし、例えば、公園なんかで、県の北部の保々にあります公園なんかですと、芝生なんかですので、そういうところは水のうは要らないとかという部分で、そこを選定しまして、あとはもう、そういうふうな近いところを選ぶという形になっております。

○ 萩須智之委員長

すみません、ちょっと説明、抜けていたと思うんですが、要請があつて飛んでくるまでの間、広報車が出て洗濯物を入れてくれと。それから、校庭砂地には散水車が出て水をまくと聞いていますけど、そういうプロセスを踏むので砂地は大変やということなんですね。

○ 森川 慎委員

結構あるなと思ったんですけど、大体、もうこれで市内は網羅がほぼできている状態なんでしょうか、運用に関しては。

○ 坂倉消防長

市内は網羅できます。先ほどのポイントは本当にきっちりと確実に降りれるということでございますけれども、他都市の状況で、実は災害のときはドクターヘリはどこにでも降りれるということがありまして、大きな道路の交差点いきなり降りてきて、その患者を運んだというようなことも実際はございます。ですから、ある程度環境が整っていれば、救命のためには一定のところにはどこでも降りれるというのがドクターヘリの強みというふうに思っております。

○ 森川 慎委員

分かりました。ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

発議者の説明は、雰囲気はよく理解できましたが、要請者である四日市消防にお聞きするんですけど、発議者が記載されているような地域ごとの実態把握が不十分であるとか、また、運航事業者の労働環境とか、あるいは財政負担、それから、代替機の提供体制が不十分であるという、こういう記載がされている内容について、具体的に、補足的に、背景的に説明できることがあれば教えてほしいのと、それが1点、実情について。

それから、笹岡委員の発言に少し関係するんですけど、国が推奨している事業である。道府県がやっている事業、いの一番に、不十分なところは道府県が国に対して要請すべきだというのは笹岡委員がおっしゃるとおりだと思うんですけど、実際、三重県消防とか、それから市町消防とかは、このことを、実態がそうだとすれば、これを国に対して何らかの意見を上げているのかどうか、その辺りを最後に確認したいなと思ひまして。

○ 坂倉消防長

県内消防も含めて少しご質問がございました。

まず、消防からこのドクターヘリについて何か声を上げているかということは、実際にはございません。ただ、ここに書いてあるところ、ドクターヘリの有効性は先ほども申し上げましたが、ヘリコプターを活用した救命活動、それから消防活動、これは近年かなり重要視されてまいりました。私どもは直接的には隊員も派遣しております消防防災ヘリがございます。これは近年、少し墜落が続きまして、いわゆるパイロットの確保がなかなかできてこない。実は、消防防災ヘリも中日本航空にパイロットは委託しております。運航を委託しておるわけですけれども、そういった面では、消防防災ヘリの財政的な応援というのは、これは実は私ども、全国消防長会としても国のほうに上げているというようなこともあります。

そういった意味では、この航空関係のことについては、今、このドクターヘリの今回の意見書の内容もほとんど消防防災ヘリと同じような形で、やっぱり費用的にもかなり苦しくなっているし、マンパワー、いわゆるパイロットの確保、安全対策についても、実は今、私どもは消防防災ヘリのパイロットを2人制にしてくれというふうに、実は1人おれば飛べるわけですけれども、やはり災害の場合は、長時間活動する必要があるので、2人制にしてくれというような要望も上げてございます。

そういった中で、ここに書かれている要望内容については、私どもが抱えている消防防災ヘリの課題と極めてよく似ているのかなと、そういったことを思いますので、内容的には私ども、ドクターヘリも同じようなことが必要で、私どもにとって本当に有効なドクターヘリが今後もしっかりと活用をさせていただくために、いろんな手当が必要なのかなと、そういうふうには感じております。

以上です。

○ 萩須智之委員長

中川議員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員外議員

先ほどの笹岡委員に対する私の答弁の中で、三重県議会とか、三重県がこの意見書を出したかどうかというのは確認は取れていないんですが、全国的に、県からこの意見書ないしは同趣旨の要望や意見書を上げているというふうには認識をしております。

県が全く意識なく、市町だけやれよという話ではなくて、県も市も町も含めて、このド

クターヘリの支援の強化については要望をさせていただいているという認識ではあるということをお訂正させていただきます。

あと、先ほどの実情はどうなんやと。というのは、三重県の事細かい実情をここで豊田委員が納得できるような説明をするようなものは私は持っていませんが、ただ、先ほども言われたように、この現状の補助基準の中にパイロットの安全を十分に担保した体制であったりとか、パイロットの養成とかという部分は、なかなかない現状じゃないかなというふうには認識をしておって、こういうものもしっかりと今後、継続的に運用、運航していくに当たっては、含めた交付基準というのを設けるべきではないかな、検証した上で設けるべきではないかなという意味合いでの意見書やと認識いただければなと思います。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

それでは、ご意見もないようですので、質疑はこれで終了させていただきます。

他にこの継続延期、修正等のご意見がありましたら承りますが、いかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

それでは、発議第9号ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について、討論はございますか。

○ 樋口博己委員

意見というか、少し、意見発言をさせていただきます。

これは、ドクターヘリ、現在、全国で53機が配備されておりますけれども、本来なら、

今の現状ネットワーク等を考えると、70機必要だと言われております。一回の運航で35万円から40万円ぐらい費用がかかっておりまして、年間で約、国で、100億円規模の予算はつけていただいております、各1機に2億数千万円という予算になっておるんですけど、例えば、三重県のドクターヘリが南へ飛ぶ割合が高いという中であって、出動しているときに四日市で重篤患者が出た場合、これ、他府県から要請せなあかんと。南のほうはしっかりと共同運航の整備ができていますけれども、今後、そういう都道府県を越えたドクターヘリのネットワーク化、こういったことも含めると、これは三重県だけではなくて、全国的な動きとして、四日市からもしっかりと予算の上乗せを要望していくべきであると。

先ほど消防長からもありましたけど、やはり一番大きな課題としては、ドクターヘリのドライバーじゃなくて、操縦士ですね。ここが、今の状態だと、10年後にはドクターヘリの運航が難しくなるというふうに、そんな試算も出ているということで、その養成が大きな課題となっております、これが、先ほど中川議員からもありましたとおり、運航会社に全て委ねられているというところもありまして、こういった面では国がしっかりとこういう将来的な運航計画も、拡大ネットワーク化も含めて、養成をしっかりと予算を担保していくべきであるというようなことで、私はしっかりと提出すべきだと思っております。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほかに討論はよろしいですか。

副委員長、どうぞ。

○ 豊田祥司副委員長

ごめんなさい、討論ではないんですけども、先ほど豊田委員が言われたように、上の文では交付金になっていて、下の2番のところでは補助金となっているので、ちょっと修正というほどこの知識を持ち合わせていないのであれですけども、その辺の整合性が必要ならば、それだけ取っていただきたいなと思います。

○ 萩須智之委員長

これ、中川議員、どうされますか。

事務局、どうやろう。

○ 小林議会事務局主事

委員会で修正することになります。

○ 荻須智之委員長

委員会で修正という形でもよろしいですか。ご同意いただけますか。

○ 中川雅晶委員外議員

結構です。

○ 荻須智之委員長

どちらにしましょう。

統一はしておいたほうがよさそうですね。

じゃ、もう時間もちょうど47分たちましたので、一度休憩を挟ませていただきます。

再開は午前11時でよろしいでしょうか。その間に確認させていただきます。

10 : 48 休憩

11 : 04 再開

○ 荻須智之委員長

それでは、再開をさせていただきます。

中川議員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員外議員

すみません、申し訳ないです。ドクターヘリの運航経費は、県負担と、それから特別交付税と、それから厚生労働省の補助金、この3点で成り立っております。したがって、最初の願意の上の部分の「費用の多くは国が交付金などで」と書いていますので、交付金、それから補助金で成り立っていると。

下のほうの「補助金の基準額を設定する」ということは、これはこのままが正しいので、となると、この文面のままで出させていただくというのが妥当であるというふうに認識をしていますので、計らっていただきますようお願いをいたします。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これで討論を終了し、採決に移りたいと思います。

発議第9号ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議もないようですので、本件は可決するべきものと決しました。

[以上の経過により、発議第9号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について、採決の結果、別段意義なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

それでは、理事者の入替えがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

消防の皆様、本部の皆様、お疲れさまでした。

発議第10号 コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

の提出について

○ 萩須智之委員長

続いて、発議第10号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書の提出について審査を行ってまいります。

それでは、発議者の方に提案説明を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

中川議員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員外議員

それでは、発議第10号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書の提出について、提案理由の説明をさせていただきます。

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模水害、また、地震等の大規模な自然災害に効果的、効率的に対応するため、情報通信技術 I C T を活用した社会基盤の構築が非常に重要だというふうに言われておりますし、新政権においても行政のデジタル化の推進を大きく方針として打ち出しをされております。

この災害対策基本法第90条2項において、自然災害などにより家屋等が破損した場合に、その程度を判定し、証明をする罹災証明書の発行を地方公共団体に義務づけをされております。災害時、被災者の負担軽減、また、こういった新型コロナウイルス感染症予防等の新たな生活様式の観点、また、行政のデジタル化の推進のためにも、罹災証明書の申請及び交付のコンビニ交付サービス活用を推進すること、また、マイナンバーカードを活用した被災者台帳を地方公共団体で作成、推進、こういったものをしっかりと予算措置及びシステム構築を政府主導で推進することを求めるものであります。

具体的には、全国5万か所以上のキオスクでマルチコピーが設置をされたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用し、罹災証明書を交付できるようにすること。

二つ目に、マイナンバーを活用した罹災証明のマイナポータル等で、申請については各地方公共団体がその利用を希望すれば、申請はすぐに実施できる現状について周知徹底を早急に行うこと。

3番目に、マイナンバーを活用した被災者台帳を全国の自治体で作成できるよう推進をすること。

4番目に、被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上を求める意見書提出をさせていただきます。どうか皆様のご賛同をいただきますようにご審議賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございました。

発議者の提案説明はお聞き及びのとおりです。

それでは、発議者及び理事者への質疑をお受けします。

質疑のある方は、挙手にてご発言をお願いします。

○ 豊田政典委員

意見の1番、2番、それから3番、4番、これがパッケージだと思うんですけど、1、2について、現状がよく分かっていないんですけど、2番、申請は今でも地方自治体が希望すればできるということなんですか。今の制度、何ですか。

○ 中川雅晶委員外議員

詳しくはまた理事者に確認をいただければと思うんですが、一応、内閣府の防災担当のほうから、被災者支援制度におけるマイナポータルへの活用に関するガイドラインというのが出ていて、一応マイナポータルを活用すれば、この罹災証明書の申請については、各自治体はその利用を希望すれば申請はできると、システム上はできるということは通知をされております。

○ 豊田政典委員

そうすると、1番は、マイナンバーのカードがなくても、コンビニ交付申請ができるよということ、2番は、今でもできるけれども、知られていないので、マイナポータルでできるんだけど、あまり知られていないので、それをまず知らしめると、そういうことでいいんですか。

○ 中川雅晶委員外議員

コンビニに交付については、これ、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードがないと、コンビニ交付はできませんので、それはもう今、ほかと同じように、マイナンバーカードを取得いただいた上で、コンビニサービスを使っていただくと。

もう一つのは、マイナポータルをしっかりと活用して、罹災証明書が申請ないし発行できるようにシステムを整えるというのが各自治体で行うことができるという状態ということです。

○ 豊田政典委員

今の理解できない、2番の意味がそうすると、私、分かっていなくて、現状でもできていることを周知徹底せいというんですよね。これは、申請についてと書いてある、申請だけはマイナポータル、どこでできるんですか。何ができて、何が周知徹底できていないの。

○ 杉本市民課長

マイナポータルにつきましては、ご自宅の、例えば、パソコンから申請をしていただくことになるのかなと思います。マイナンバーカードの本人確認の情報を活用しながら申請をしていただくということになります。

○ 豊田政典委員

2番で、自宅のパソコンでもマイナポータルを利用すればできる、今でも。ただし、地方公共団体が利用を希望しなければいけないというんですか。よく分からないんですけど。そこをもうちょっと。

○ 杉本市民課長

マイナポータルの機能を使ったらこういった申請は可能ですが、本市におきましては、罹災証明の関係のマイナポータルに今、対応をしておりませんので、四日市の方が今、パソコンを使って申請をすることはできません。そういった機能に対応する市町であれば、ご自宅のパソコンを使って申請をしていただくことは可能でございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

それは四日市の問題というか、課題でもあるんですけど、四日市がシステムを整備したとしても、申請しかできないの。交付はできないの。

○ 杉本市民課長

他市の事例を確認しますと、申請を受け付けるところまでマイナポータルでしているようでございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

交付はできないんですか。

○ 杉本市民課長

交付までは対応をしていないと思います。

以上です。

○ 豊田政典委員

思います。

1番、それで、2番は申請までやっているところがある。1番は、コンビニでできるようにすべきだ。マイナンバーは要るんだ。これは、交付できるようにと書いてあるけど、申請もできるんですか。できるようにすべきだという趣旨ですよ。これ、2番を充実したほうがいいんじゃないかという気がするんですけど、発議者。

○ 中川雅晶委員外議員

これはやっぱり申請と交付と一体的にしていくのがベストだと思いますので、これを両方とも推進をしなければならないと思っていますので、マイナポータルを活用したシステムの構築をして、申請ができるようにするというのと、申請をしたら、その判定が出れば、その罹災証明書を、マイナンバーカードを持っていれば、近くのコンビニで交付を受けることができるということは、やっぱり一体的に進めていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

○ 萩須智之委員長

すみません、ちょっと確認させてください。交付ができないというのは、その判こ、紙にこだわっているからなんですか。交付を他市町でまだしていない、できていないというのは、システム上の問題なんですか。どうしても印鑑が、公印があるものが要るとか、保険会社が言うんでしょうか。そここのところをちょっと明らかにしていただきたいんですが。罹災証明書そのものが電子的なものでいいのかどうかということですよね。どうなんでしょう。もらったことがないので、分からないものですから。

○ 杉本市民課長

申請がなされて、当然、証明を発行するにあっては、現場の確認等も必要になるケースもございますので、即座に折り返し証明書を発行するというのができない部分もございますし、ただ、電子的に証明を発行することができないということでもないと思うんですが、ちょっと他市のほうでそういった電子での証明書の交付をしていない理由については、私は今、情報としては持っておりません。

以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

それと、コンビニ交付なんですけど、これは、罹災された家屋をやはり調査に行かれる人間が見えて、調査をして、罹災証明が成立して、交付だけがコンビニで受け取れるという意味なんですか。申請はこのようにマイナポータルからできますから、自宅でもということはないと思うんですけど、コンビニ交付というので、映画のチケットみたいなものならいいんですけど、その調査が要するというんですと、その受け取りが役所まで来なくても、コンビニでもらえるというのがメリットということなんでしょうか。その辺がちょっとよく分からないものですから。

○ 中川雅晶委員外議員

おっしゃるとおりだと思います。当然、申請をすれば、それがどういう、半壊なのか、全壊なのか、物によって調査をして、罹災証明書を発行しますので、当然、調査をして、

その結果を登録されれば、住民票や印鑑証明と同じように、それを近くのコンビニで受けることができるというようなイメージでいただければなど。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。分かりました。

豊田委員、すみません、どうぞ。

○ 豊田政典委員

それで、四日市の現状は置いておいて、2番で、申請は自宅パソコンでできるんですよ。条件を整えば、自治体によっては。交付のほうをコンビニでせいと1番で言うんですけど、自宅にデータを送ってくるようにしたほうがいいんじゃないと思うんですけど、交付もね。発議者の思い描く理想の姿がいま一つ分からないですね。

○ 中川雅晶委員外議員

詳しくは分かりませんが、ただ、罹災証明書って法律にのっとった証明書類で、これが保険請求であったりとか、激甚災害であれば、いろんな補助を受けられるというような原資になるもので、非常に重要な証明書ですから、現状の住民票であったりとか、印鑑証明であったりとかと同列の証明書となれば、今おっしゃるように、パソコンで申請したからといって、そのままパソコンで返信するというか、回答するとかというのは、少しリスクがあるのかなと。しっかりとさらにマイナンバーカードを持って、本人確認をした上で、コンビニ等で受けるというのが最低、公の書類としては必要で、せっかく今、もう既にそのシステムが全国にたくさんあるわけですから、その一つのメニューの中に罹災証明書も同列に置くということが非常に合理的ではないかなというふうに思います。

○ 荻須智之委員長

じゃ、関連で、樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

ちょっとすみません、確認はしていないんですけども、住民票とか、コピーできないような印刷ができていますので、その辺の加工の部分で自宅のプリンターでは印

刷できないようなセキュリティーがかかっているんじゃないかなと思うんですけども、そういうことですよ。

○ 豊田政典委員

印刷機の問題だ。

聞いている間に。

○ 萩須智之委員長

じゃ、豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

樋口委員が言われたのは、僕、聞こうと思っていたことで、今、コンビニ交付できるやつもあるじゃないですか。それが自宅で印刷するのと、データでもらうのと、どう公的な補償が違うのか、何でコンビニがよくて、自宅パソコンでデータを受け取るのがいけないのか、同じ問題ですよ。同じ課題があるから、コンビニと言われているんだと思うけど、その違いをちょっと説明してください。

○ 山下市民文化部長

結局、この証明書というのは、受け取る側ですよ、受け取る側がどういった証明してあるやつが欲しいんだということで、市長印があって、それはコピーしたものではないという、コピー複製を禁止するものでなければあかんというのか、ただ単に自分のところでプリントアウトしても、その証明、そういった印影とか、その辺はなくてもそのままのものでよければ、コピーしたやつでもよければ、それはそれでもオーケーということで、多分、これは、いろいろ欲しい側、その証明書を出せという側の考え方によって大分変わってくるのかなというふうに思っています。

○ 豊田政典委員

何にでも印刷できるもんな。

○ 萩須智之委員長

ふと思うんですが、保険会社側が二重に支払ったりとか、そういうのをやっぱり避けたいと思うんですよね。それであれば、固有番号を全部与えて、6桁か8桁ぐらいで、ダブって支払うことが絶対ないようにという確認が取れば、別に公印とか判こがなくても、自宅で打ち出したものでええようにも思うんですが、これは、国がやることなので、今、ここで議論することではないんですけれども、まだちょっと制度的に、このデジタル化の波に乗り遅れているところがあるように思いますね。すみません、勝手に意見を言いましたけれども、ですが、受け取る側ということは、保険会社側がどれぐらい信用できるものかどうかというところ辺で、個人情報も入っていると、なかなかパソコンへの電子媒体でのやり取りでは駄目だということらしいですが、そういうことでしょうか。

○ 中川雅晶委員外議員

はい。

○ 荻須智之委員長

ということで、まだ質疑のある方、どうぞ。

副委員長、どうぞ。

○ 豊田祥司副委員長

これ、2番についてなんですけれども、これは、各地方公共団体がその利用を希望すれば、最後は、周知・徹底を早急に行うことということは、各地方公共団体に周知徹底せよということを書いているということによろしいですか。

○ 中川雅晶委員外議員

そのとおりです。今、おっしゃったとおりでありますし、実際、内閣府から被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドラインというのは、ネットなんかでも公表されているということです。

○ 豊田祥司副委員長

それを踏まえて、四日市ではこれ、まだそういうふうになっていないということなんですけれども、知らなかったからそうになっていないのか、知っていてもシステムの遅れて

いるのか、どっちなんですか。

○ 中川雅晶委員外議員

それは、四日市市に聞いていただかなきゃいけないですけど、これは、願意は四日市市ではなくて、国に対して、全国の地方自治体に対しての意見書ですので、四日市だけのことを言っているわけではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○ 萩須智之委員長

理事者に伺いますけど、当市が対応できていないのは、何か理由がおありでしょうか。

○ 山下市民文化部長

ご存じのように、マイナンバーカードそのものの法律等々もありまして、今、そちらのほうに力を入れて、こちらのほうの今後、こういったマイナンバーカードを使った申請というのは、これからいろいろマイナポータルを使ってできますので、この辺は今後、どの形のやつをやっていくかというのは考えていくということでございます。

○ 萩須智之委員長

結局、こういうところ辺で、先にカードを持っていないと、いざというときに困るぞということが周知されていたら、100%普及することになってくると思うんですけど、そこら辺のまだ啓発が足りていないかなという気がしますね。ありがとうございます。

続いてどうでしょうか。いかがですか。

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

さっきの2番についてなんですけど、自治体によっては申請は自宅パソコンでできるということであるとすれば、上の文章の2段落目の3行目、後ろ、現状は被災者が市町村の窓口に向かなければならない、申請も交付もというのと、これ、ちょっと直したほうがいいんじゃないかと思ったんですけど、どうなんでしょう、発議者。

○ 中川雅晶委員外議員

内閣府からマイナポータルを活用することができますよというのは、可能であるのはあるんですけど、ほとんどの自治体はこれを活用していないという現状がありますので、本市もそうですし、もちろん政府に対して、もっとマイナポータルの活用を促進するように働きかけということも必要ですし、各自治体は、これを平時においてシステムをしっかりと構築していくというのは必要だというふうに思いますので、ただ、現状としては、そんなに周知をされていませんし、これを活用してシステムをしっかりと整えている自治体は、ごく少数であるという現状からは、私の願意としては、この意見書でいいのではないかなというふうに考えております。

○ 豊田政典委員

その意見書を出すとして、受け取る側の政府やら、内閣やら、国の人たちは分かるんでしょうけど、これは、市民も見れるような、我々も責任を持って議決する案件なので、僕はざっと読んで、知識がないまま読んで、この上の文章を読んで、確かに現状は窓口に行かなきゃいけないのかなという頭があるじゃないですか。それで、2番を読んでいくと、ちょっと意味が分からなかったわけですよ。上の文章が不十分なんですね、説明が。大半の市町村、自治体ではとか、もっときちんと言え、2番ができていない自治体では、窓口に行かなければいけないわけですね、申請については。ここはきちんと書いたほうがいいと思った。後世に残るような意見書だとすれば、公文書だとすれば。言い切っているんだもん、申請も窓口に行かなければならないと。ならないことないところもあるでしょう、申請については。

○ 中川雅晶委員外議員

豊田委員のおっしゃることも理解はできるんですが、本市自体も、今、できていない、一々窓口に来なきゃいけないという、本市自体がそういう現状ですので、システムをしっかりと整えることは、システム上は可能ですが、そこを整えている自治体はごく本当にまれな数にとどまっているとなれば、願意としては、これでもう十分伝わるのではないかなと。例えば、本市が、四日市の市民の方が見れば、同じ状況に置かれているので、理解いただけるのではないかなというふうに私は思います。

○ 豊田政典委員

それは、そうじゃなくて、それは四日市市議会が可決して、国に対して出しますよということですよ、この文章。ところが、上の文章は、各地方公共団体は、全てのという意味で取れますよね。そうじゃないということ、どこかに書く必要があると私は思います。

例えばですよ、その段落のその証明書の申請も交付も、現状では大半の地方公共団体ではとか、入れれば、正確じゃないですか。ここ、修正すべきだと思うけど。上の文章、間違っているじゃないですか、正確に言えば。

○ 中川雅晶委員外議員

ちょっとどの自治体が実際にマイナポータルで運用されているかというのは、実態をちょっとよくつかめていないんですけど、ほぼないような感じというふうに認識をしています。だから、このガイドラインは設けてはいますが、まだまだ各自治体は本当にまだまだ皆無な状態ということ、現状であれば、上の文書でも決しておかしくないのではないかなと、まして本市においては、まさしくこれは適用されるので、四日市市議会としてこういった願意を出すという意味は、別におかしくないというふうに私は思っています。

○ 豊田政典委員

間違った文章には賛同しかねるんですけど、ゼロならいいですよ。2番を実現している自治体がゼロなら賛同しますけれども、そうじゃない、1でもあれば、間違いじゃない、この文章。そうじゃないの。間違った意見書には賛同できないな。

○ 荻須智之委員長

調べることはできますか。

○ 杉本市民課長

現時点で今は手持ちでは数は把握ができておりませんが、コンビニの関係の機関、系列のほうにちょっと照会をかけることで、現在、罹災証明の関係の対応をしている市町村の数を確認することはできるのではないかなと思います。

以上です。

○ 荻須智之委員長

今すぐは分からないということですね。

○ 杉本市民課長

照会して、どの程度で確認が取れるかがちょっと今、分かりませんので、今すぐとなると、ちょっと数字をお示しするのは困難です。

以上です。

○ 豊田政典委員

数字は要らないんですよ、正確な団体数は。1でもあれば、これは、全公共団体ではないということなので、エクスキューズをやるわけですよ、説明は。ゼロなら、これでいいと思います、中川さん。

○ 中川雅晶委員外議員

それは、日本語の問題としてというところでご指摘であるならば、現状は、その何番目かな、下から6行目、「現状は被災者が市町村の窓口へ赴かなければならない」となっているところを、「大半の被災者が市町村の窓口へ赴かなければならない」というふうに文面に変えるということによろしいのでしょうか。

○ 豊田政典委員

細かい文言は考えてもらうとして、そういうことですよ。2番というか、地方公共団体に、利用希望者、そういう仕組みが構築されていない公共団体という意味ですよ、と入れるのが正しいんじゃないかなと。

○ 中川雅晶委員外議員

コンビニ交付がちゃんとシステムとして成り立って、マイナポータルを活用した罹災証明書申請の申請がしっかりと構築をされていて、両方とも享受できる人は、言われるように、申請も交付も赴かなくても可能であるということは、システム上はそのとおりだと思いますが、ごくごくそういうことの享受できる人は非常に少数であると。

しかし、ゼロかどうかという、ゼロではないというふうになれば、おっしゃるように、「現状は大半の被災者が市町村の窓口へ赴かなければならない」というのを、前文の中で

修正することによって、2番目が、申請をすれば、自治体としてシステムが可能だということはご理解できるというふうに、整合性は取れるかなと思いますので、もし委員会の皆さんがそれで修正をいただければ、意見書の発議者としては了解させていただきたいなというふうに思います。

○ 荻須智之委員長

土井委員、どうぞ。

○ 土井数馬委員

現状、今調べなければ分からないような状態であって、結局、皆さん、賛同しておりますので、その文言のところで、今、中川議員がおっしゃったように、そういう意味では修正するのに何も問題はないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。意見です。

○ 荻須智之委員長

文言修正で、その大半のところは入れるということですね。ご意見です。

ほか、いかがでしょうか。

副委員長、どうぞ。

○ 豊田祥司副委員長

さっき2番のことで聞いたんですけれども、できるということを周知徹底ということが書かれているんですけれども、これは、できるように指導せいとか、そういう感じのことを言われているのかなと。できることというのは多分、さっきも聞いたように、分かっているけれどもやっていないというほうが多いんじゃないかな、どうなんだろうと、その辺ちょっとご意見、いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員外議員

分権ですので、地方公共団体のそれぞれの意思決定において、行うか行わないかということは判断するというふうに思いますけれども、ただ、周知徹底というところには、そういう皆さんが知ることによって、こういうシステムが必要やということを議会も市民の皆

さんも知った上で、運用いただくのがいいのかなと。そういう意味でも、周知徹底をさらに早急に行うということを文案の中で明記をさせていただいたということにご理解いただければなど。

○ 萩須智之委員長

よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

豊田委員、どうですか。その文言修正のあたりですけど。どうぞ。

○ 豊田政典委員

では、提案ですけど、その2段落目の3行目から、例えば、修正案として、その証明書の申請も交付も大半の地方公共団体では、現状はか。というふうに修正したらどうかと思って提案します。

○ 萩須智之委員長

質疑の状況なんですけど、中川議員、どうぞ。

○ 中川雅晶委員外議員

そこは、主語を地方公共団体がというよりも、やっぱり被災者はのほうがいいのではないかなと思います。

○ 萩須智之委員長

これを入れるかだけなんですわ。大体まとまれば決まると思うんですけど。紙に落としますか、一旦。

豊田委員、どうぞ。

○ 豊田政典委員

修正すべきだということは提案しておきまして、文言は正副委員長、上手に作ってください。皆さんが賛同するなら。

○ 萩須智之委員長

そうしたら、一回お時間をいただいて、作成してということによろしいですか。

土井委員、どうぞ。

○ 土井数馬委員

発議者がおっしゃったように、先ほどの文章変更も認めておるんですから、現状は、大半のというか、多くの被災者が市町村の窓口、主語はこのままでいいんじゃないかなと思いますけれども、そのほうがすんなりいくんじゃないかと思います。その辺で考えて直してもらうのが、文章にしてください。

○ 萩須智之委員長

樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

何となく意見が集約されつつあると思いますので、正副一任をさせていただければと思います。

○ 萩須智之委員長

じゃ、ちょっとお時間、10分でいいか。

10分休憩を取らせていただいて。

よろしいですか。

樋口委員、どうぞ。

○ 樋口博己委員

趣旨は、皆さん、共通認識だと思いますので、本会議の提案理由のところでは正副でまとめていただいたものを披露いただければなど。

○ 萩須智之委員長

そこですか。

ですが、それが決まらないと、これ、採決が取れませんよね。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

分かりました。そうしたら、もう主語はそのまま、大半のというのを入れるだけという
ことで合意をいただいたということよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

じゃ、5分だけ休憩をいただいて、やはり作ったほうがいいそうですので、お待ちくだ
さい。すぐ作ってまいります。

11:38 休憩

11:46 再開

○ 萩須智之委員長

すみません、大半の自治体とさせていただきます。大半のというと、その自治体内で凸
凹があるように取られますので、自治体間のばらつきに対してということで、大半の自治
体においてというふうにさせていただきますが、いかがでしょうか。豊田委員の意図を酌
ませていただいたつもりなんです。

それでは、お手元に文書を配らせていただきました。第2段落3行目の終わりに、「現
状は大半の自治体において被災者が市町村の窓口に赴かなければならない」と加筆させて
いただきましたが、ご意見をいただきます。いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかに質疑はいかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

質疑はございませんので、これで終了といたします。

それでは、発議第10号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書の提出について討論はございますか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これで討論を終了し、採決に移りたいと思います。

修正がございましたので、この修正部分についてお諮りします。

発議第10号について、修正案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。全員賛成ということで、可決されました。

それでは、修正していない部分についての採決を行います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

それでは、これで可決されました。

[以上の経過により、発議第10号コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を

求める意見書の提出について、採決の結果、修正案のとおり修正すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

以上で本日の議題は全て終了させていただきます。

インターネット中継を終わります。

ありがとうございました。お疲れさまです。

11 : 48 閉議